

所沢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

所沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法による収支報告書等の提出）

第6条の2 前条に規定する収支報告書等の提出については、同条の規定に関わらず、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と収支報告書等を提出する議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該収支報告書等の提出は、同条の規定により書面により行われた収支報告書等の提出とみなす。

2 前項前段の規定により行われた収支報告書等の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。